

大阪介護支援専門員協会

堺市中区支部

～令和元年度 堺市中区支部総会資料～

令和元年6月15日

ビックアイ 研修室



第1号議案

大阪介護支援専門員協会 堺市中区支部
平成30年度 事業報告

【堺ブロック活動】

1. 総会の開催
 - ・平成30年6月16日(土) 平成30年度 堺ブロック合同総会
平成30年度「介護支援専門員の介護報酬・診療報酬改定」 じばしん
2. 堺ブロック支部長会への参加
 - ・平成30年 4月、6月、7月、9月、11月、1月、3月
3. 堺ブロック合同研修会の開催
 - ・平成30年8月18日(土) 堺市産業振興センター研修室
介護支援専門員の経過記録～生活支援記録法を学ぶ～
 - ・平成30年12月15日(土) ベルタウンふれあいホール
堺ブロック研究大会
4. 堺ブロック ホームページ・Facebook の運営
 - ホームページ <http://sakai-caremanager.com/> 堺ブロックの情報を発信
 - フェイスブック <https://www.facebook.com./sakainanaku/>
5. 堺ブロック部会活動
 - ・堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議
(いいともネットさかい) への委員派遣協力
 - ・堺市社会福祉審議会高齢者専門分科会への委員派遣協力
 - ・堺市地域介護サービス運営協議会への委員派遣協力
 - ・堺市地域包括ケアシステム推進会議・分科会への委員派遣協力
 - ・堺市高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
 - ・堺市難病支援連絡会への委員派遣協力
 - ・堺地域「医療と介護の連携強化」病院連絡協議会への委員派遣協力
 - ・泉州緩和医療懇話会「こころ」への委員派遣協力
 - ・堺市医師会泌尿器科医会在宅尿路管理研究会への委員派遣協力
 - ・ACPワーキンググループへの委員派遣協力
 - ・大阪弁護士会による「弁護士無料相談事業」
6. 【堺市中区支部活動】
 - 中区研修会
 - ・つながる事例検討会①「当事者理解を深める事例検討会」

- 平成 30 年 7 月 21 日 (土) ベルシャンテサロン会議室
- ・つながる事例検討会②「当事者理解を深める事例検討会」
- 平成 30 年 11 月 17 日 (土) ベルシャンテサロン会議室
- ・つながる事例検討会③「ホワイトボードケース会議」
- 平成 31 年 2 月 16 日 (土) ベルシャンテサロン会議室
- ・東区合同よつば研修
- 平成 30 年 6 月 19 日 (火)、平成 30 年 7 月 18 日 (水)
- 東区特養ハーモニー
- ・東区合同わかば研修
- 平成 30 年 12 月 14 日 (金) 平成 31 年 1 月 18 日 (金)
- 東区特養ハーモニー

○中区定例会

- 第 129 回 定例会 平成 30 年 4 月 18 日 (木) 18:30-20:30 ベルファミリア
- 第 130 回 定例会 平成 30 年 5 月 23 日 (水) 18:30-20:30 ベルファミリア
- 第 131 回 定例会 平成 30 年 6 月 20 日 (水) 18:30-20:30 ベルファミリア
- 第 132 回 定例会 平成 30 年 8 月 16 日 (木) 18:30-20:30 ベルファミリア
- 第 133 回 定例会 平成 30 年 9 月 27 日 (水) 18:30-20:30 ベルファミリア
- 第 134 回 定例会 平成 30 年 10 月 9 日 (火) 18:30-20:30 ベルファミリア
- 第 135 回 定例会 平成 30 年 11 月 17 日 (水) 17:00-17:30 ベルシャンテ
- 平成 30 年 忘年会 平成 30 年 11 月 17 日 (土) 19:00-21:00 雲母
- 第 136 回 定例会 平成 31 年 1 月 23 日 (水) 18:30-20:30 ふれ愛の家
- 第 137 回 定例会 平成 31 年 2 月 13 日 (水) 18:30-20:30 ベルファミリア
- 第 138 回 定例会 平成 31 年 3 月 13 日 (水) 18:30-20:10 ベルファミリア

○堺市医療連携 CC コネクト

- ・平成 30 年 5 月 18 日 (金) 第 29 回 CC コネクト協議会
- ・平成 30 年 10 月-11 月 退院調整看護師・居宅見学実習
- ・平成 30 年 11 月-12 月 介護支援専門員・病院見学実習
- ・平成 30 年 11 月 16 日 (金) 堺市における医療と介護を考える会
- ・平成 31 年 3 月 13 日 (水) 第 30 回 CC コネクト協議会

○中区ケアマネ連絡会

○堺市中区高齢者ネットワーク会議への参加 平成 30 年 8 月 30 日開催

○堺市医師会主催地域市民向けセミナー企画実行委員への委員派遣

平成 30 年 11 月 29 日 (木) 中区市民向けセミナー開催

第2号議案

平成30年度 堺市中区支部 会計報告

平成31年3月31日

収入の部		支出の部		備考
科目	金額	科目	金額	
前年度繰越金	20,260	通信費	25,112	
協会会員費	80,000	消耗品費	10,800	
総会祝い金	5,000	会場費	6,000	
研修会参加費	4,000	会議費	4,826	
		研修費	4,077	
		支出合計	50,815	
		次年度繰越金	58,445	
合計	109,260	合計	109,260	

○次年度繰越金・・・58,445円（口座：57,851円、現金594円）

○収入科目内訳

大阪協会支部交付金
総会祝い金
研修参加費

○支出科目内訳

通信費：切手、はがき
消耗品費：A4用紙、封筒
会場費：堺ブロック研修負担金
会議費：お茶
研修費：お茶

【会計監査】

○上記の内容について監査した結果、適正であると認めます。

堺市中区支部 監事

井村 豊市



堺市中区支部 監事

山本 貴代



第3号議案

大阪介護支援専門員協会 堺市中区支部 会則の改定について

大阪介護支援専門員協会堺市中区支部 会則（新旧対照表）

令和元年6月15日施行（予定）

現 行	改 正 後
<p>（目的）第3条 本会は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下府協会という）と協力し介護支援サービスの増進に寄与し、職業倫理の向上に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通じてその専門性を高め会員の資質の向上と知識・技術の普及を図り地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）第3条 本会は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下府協会という）の支部としての<u>権利と義務を有し</u>、介護支援サービスの増進に寄与し、職業倫理の向上に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通じてその専門性を高め会員の資質の向上と知識・技術の普及を図り地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。</p>
<p>（退会）第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。 （2）正当な理由が無く、会費を2年以上納入しなかったとき</p>	<p>（退会）第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。 （2）を削除 以下号を繰り上げ</p>
<p>（除名及び資格喪失）第9条 会員が府協会定款第9条、第10条に明らかに該当すると思われる場合は、府協会に対し除名勧告または資格喪失通知をすることができる。</p>	<p>（除名及び資格喪失）第9条 会員が府協会定款第9条に明らかに該当すると思われる場合は、府協会に対し除名勧告または資格喪失通知をすることができる。</p>
<p>（拠出金の不返還）第10条 会員が既に納付済みの入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。</p>	<p>（拠出金の不返還）第10条 全文を削除 以下、条数を繰り上げ</p>
<p>（役員の種類及び定数）第11条 本会に次の役員をおく。 （1）会長（支部長） （2）副会長（副支部長）</p>	<p>（役員の種類及び定数）第11条 本会に次の役員をおく。 （1）<u>支部長（会長）</u> （2）<u>副支部長（副会長）</u> 以下同様に置換</p>

<p>(任期) 第 14 条 1、会長及び監事の任期は、府協会会員任期と期を一にするものとする。</p>	<p>(任期) 第 13 条 1、支部長及び監事の任期は、次の支部総会までを任期とする。</p>
<p>(招集) 第 22 条 1、総会は、会長が招集する。ただし、第 13 条第 4 項、第 14 条、第 3 項の規定による場合は、監事が招集する。</p>	<p>(招集) 第 21 条 1、総会は、支部長が招集する。ただし、第 12 条第 4 項の規定による場合は、監事が招集する。</p>
<p>(招集) 第 27 条 1、理事会は、会長が随時招集する。ただし、第 14 条第 4 項による場合は、監事が招集する。</p>	<p>(招集) 第 26 条 1、理事会は、支部長が随時招集する。ただし、第 13 条第 4 項による場合は、監事が招集する。</p>

大阪介護支援専門員協会 堺市中区支部会則 (改定案)

第 1 章 総 則

(名称) 第 1 条 本会は、大阪介護支援専門員協会堺市中区支部 (以下本会という) と称する。

(区域) 第 2 条 本会は、堺市中区をもってその区域とする。

(目的) 第 3 条 本会は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会 (以下府協会という) の支部としての権利と義務を有し、介護支援サービスの増進に寄与し、職業倫理の向上に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通じてその専門性を高め会員の資質の向上と知識・技術の普及を図り地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。

(事業) 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- (1) 会員の研修・研究に関する事項
- (2) 職業倫理向上に関する事項
- (3) 会員の親睦に関する事項
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事柄

(事務所) 第 5 条 本会の事務所は、支部長の定める所におく。

第 2 章 会 員

(会員の構成と組織) 第 6 条 本会会員は、本会区域内で就業もしくは居住する介護支援専門員で、会員として府協会承認された者をもって構成、組織する。

(入会) 第 7 条 本会への入会は、府協会へ入会し、府協会より支部分属者として連絡のあった者を本会会員として入会させる。

(退会)第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 府協会を退会し、府協会より退会者として連絡があった者
- (2) 死亡、又は解散したとき

(除名及び資格喪失)第9条 会員が府協定会款第9条に明らかに該当すると思われる場合は、府協会に対し除名勧告または資格喪失通知をすることができる。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)第10条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) <u>支部長(会長)</u> | 1名 |
| (2) <u>副支部長(副会長)</u> | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員を選任)第11条 1、支部長及び監事は、支部総会において選任する。

2、副支部長及び理事の委嘱並びに解嘱は支部長が行い、会員に報告する事とする。

3、監事は、支部長、副支部長、理事を兼ねることはできない。

(職務)第12条 1、支部長は本会を代表し、会務を統括する。

2、副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3、理事は支部長の旨をうけて会務を分掌する。

4、監事は本会の事業、会計及び財産を監査する。また、支部長辞任の場合は、新支部長選任まで会務を統括する。

(任期)第13条 1、支部長及び監事の任期は、次の支部総会までを任期とする。

2、副支部長、理事の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。

3、支部長がその任期中に辞任しようとするときは、辞表を監事に提出するものとする。

4、監事がその任期中に辞任しようとするときは、辞表を支部長に提出するものとする。

5、支部長、監事辞任により、新たに選任された支部長、監事の任期は前任者の残任期間とする。

(応急処分)第14条 1、支部長は、総会及び理事会で議決を要する事柄であっても、緊急必要ありと認めたときは、応急処分することができる。

2、前項により応急処分した事柄は、次の総会または理事会に報告し承認を受けなければならない。

(副支部長、理事の補充)第15条 副支部長、理事に事故、辞任または解嘱により欠員を生じ、会務に支障をきたす場合は、第12条により補充し、その任期は前

任者の残任期間とする。

(役員報酬等) 第 16 条 役員は、無給とする。ただし費用弁償をすることができる。

第 4 章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問) 第 17 条 1、本会に相談役及び顧問をおくことができる。

2、相談役は、支部長の求めに応じて会務に関し助言を行うことを職務とする。

3、顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とする。

4、相談役及び顧問は支部長が委嘱し、その任期は支部長の在任期間とする。

(相談役及び顧問の報酬) 第 18 条 相談役及び顧問は無給とする。ただし費用弁償をすることができる。

第 5 章 会 議

(会議) 第 19 条 本会の会議は、総会及び理事会（定例会）とする。

第 1 節 総 会

(総会の区分) 第 20 条 1、本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2、通常総会は、年に 1 回以上開かなければならない。

3、臨時総会は、支部長及び理事会が必要と認めたとき、または、会員の過半数から、あるいは監事総員から、会議の目的とする事由を示して総会の開催請求があった時に開催する。

(招集) 第 21 条 1、総会は、支部長が招集する。ただし、第 12 条第 4 項の規定による場合は、監事が招集する。

2、総会の招集にあつては、少なくとも 10 日前に会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(総会に付議する事項) 第 22 条 次の各号は、総会の議決または承認を得ることを要する。

- (1) 本会則の改正および廃棄
- (2) 会務および事業計画
- (3) 予算および決算
- (4) 支部長および監事の選出
- (5) その他重要な事項

(議長) 第 23 条 総会の議長は、出席した会員中より選出する。

(議決) 第 24 条 1、総会の議決ならびに承認は、出席者の多数決による。

2、可否同数のときは、議長が決める。

第2節 理事会

(構成) 第25条 理事会の構成は、第10条に規定する役員でもって構成する。

(招集) 第26条 1、理事会は、支部長が随時招集する。ただし、第13条第4項による場合は、監事が招集する。

2、理事の過半数または、監事総員から理事会開催要請があったときは、支部長は、速やかに理事会を開催しなければならない。

(理事会に付議する事項) 第27条 理事会で議する事項は次の各号とする。

- (1) 総会の招集およびこれに付議する事項
- (2) 総会の決議事項の執行に関する事項
- (3) その他重要な会務に関する事項

(理事会の議長) 第28条 理事会の議長は、支部長もしくは支部長が指名した役員がこれにあたる。

(決議) 第29条 理事会の議決は、第24条に準用する。

第6章 会計

(会計年度) 第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(運営費) 第31条 本会の運営は、支部交付金、協力金および寄付金その他の収入により行う。

(監査) 第32条 会計は、報告の事前に監事による監査を受けなければならない。

第7章 会則(規約)の改正

(会則の改正) 第33条 1、本会則の改正は、総会の議決を要する。

2、やむを得ない事由による場合の字句の変更等は理事会で改正できる。

(諸規程の改廃) 第34条 1、本会会則に規定する諸規程の改廃は、総会の議決を要する。

2、第33条第2項の規定は本条でも準用する。

付則 本会則(規約)は、平成18年5月14日制定施行する。

本会則(規約)は、平成27年5月30日一部改正施行する。(第3条団体名称)

本会則(規約)は、令和元年6月15日に改定施行する。

第4号議案

令和元年度 事業計画 (案)

【堺ブロック活動】

(基本方針)

職域、所属の枠を超え職務遂行のため、職業倫理の高揚に努め専門員教育及び研究を通して、その専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上を図り、堺市民の保健・医療・福祉の増進に寄与するとともに、地域包括ケアシステムの推進に向け、他組織とのネットワーク化を推進していきます。

(令和元年度 重点項目)

1、総会の開催

- ・令和元年6月15日(土)2019年度堺ブロック合同総会

2、資質向上(法定外)研修の開催

- ・堺ブロック内で4回・12時間以上の開催

(堺ブロック予定8月3日 堺ブロック研修会、12月14日 堺ブロック研究大会)

3、堺ブロック内コミュニケーションの活性化

「介護支援専門員協会堺ブロック内」

- ・堺ブロック支部長会の開催
- ・堺ブロック ホームページ・Facebook の運営



(<http://sakai-caremanager.com>) (<https://www.facebook.com/sakainanaku/>)

- ・連絡網の整備

4、堺ブロック部会活動

- ・堺市地域包括ケアシステム審議会への委員派遣協力
- ・堺市地域介護サービス運営協議会への委員派遣協力
- ・堺市地域包括支援センター運営体制検討部会への委員派遣協力
- 堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議
(いいともネットさかい) への委員派遣協力
- ・堺地域「医療と介護の連携強化」病院連絡協議会(C.C コネット)
への委員派遣協力
- ・堺市高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
- ・堺市北区高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
- ・堺市堺区高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
- ・堺市西区高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力

- ・堺市南区高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
- ・堺市中区高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
- ・堺市東区高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
- ・堺市美原区高齢者支援ネットワーク会議への委員派遣協力
- ・堺市東区高齢者関係者機関会議への委員派遣協力
- ・堺市難病支援連絡会への委員派遣協力
- ・泉州緩和医療懇話会「こころ」への委員派遣協力
- ・堺市医師会泌尿器科医会在宅尿路管理研究会への委員派遣協力
- ・堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会への委員派遣協力

6. 堺市中区支部活動

平成17年度に設立された（公社）大阪介護支援専門員協会の今後の更なる活性化と組織確率アップを目的として、研修等を中心としケアマネジメントの質の向上に資する事業を実施し、介護支援専門員のサポート及び地域組織とのネットワーク化を推進する。

- ・堺市中区の定例会議（理事会）月に1回程度開催
- ・わかば研修（実務2年未満の経験者を対象）の開催（東区合同）
- ・よつば研修（実務2年以上の経験者を対象）の開催（東区合同）
- ・中区高齢者ネットワーク会議(地域ケア会議：区レベル)へ委員派遣協力
- ・堺市中区ケアマネ連絡会への委員参加
- ・中区つながる事例検討会（多職種による事例検討会）の開催

【令和元年度 活動・研修予定 案】	
6月15日	堺ブロック 合同総会・研修会（ビックアイ）
7月20日	つながる事例検討会①
8月3日	堺ブロック合同研修会（ケアマネジメントの質の指標（仮））
8月下旬	中区高齢者ネットワーク会議への参加
9月 日	東区合同よつば研修1
10月12日	「成年後見制度の理解（仮）」＜法定外研修申請予定＞
10月	東区合同よつば研修2
11月16日	中区つながる事例検討会②
12月14日	堺ブロック研究大会
12月	東区合同わかば研修1
1月	東区合同わかば研修2
2月15日	中区つながる事例検討会③

・その他の活動

中区支部会員に対する最新情報の提供

多職種、多機関、各専門職との連携、親睦を深める取組み

第5号議案

令和元年度 堺市中区支部 活動予算

令和元年4月1日～令和2年3月31日 (単位:円)

収入		支出	
大阪介護支援専門員協会		通信費(切手、はがき)	35,000円
支部交付金	80,000円	報奨費(講師謝礼)	40,000円
(@1,000円 x 80名分見込み=80,000円)		会場費	20,000円
研修参加費	10,000円	会議費	10,000円
前年度繰越金	58,445円	印刷代	10,000円
		消耗品費	10,000円
		予備費	23,445円
¥148,445-		¥148,445-	

第6号議案

令和元年度 中区支部役員について

新(令和元年度)

役職名	氏名	所属
支部長(会長)	梶山 尚也	特別養護老人ホームふれ愛の家
副支部長 (副会長)	永井 利則	中第3地域包括支援センター
	糸川 裕美	ケアプランハウスクッキー
	牧野 雄市	ケアプランハウスクッキー
理事	濱地 健志	さいせいデイサービスセンター
	藤里 誠経	中第3地域包括支援センター
	前岡 宏明	特別養護老人ホームふれ愛の家
	田中 貴義	天色ケアプランオフィス
	中川 健一	ベルシャンテ介護相談センター
	浅井 延教	ベル介護相談センター

監事	河野 晃久 井村 憲市	ベル介護相談センター さいせいケアプランセンター
相談役	上野 秀香	ケアプランセンター杏
顧問	中尾 治義	中尾内科クリニック

§ 資料

大阪介護支援専門員協会 堺ブロック規定

- 1、大阪介護支援専門員協会堺ブロック（以下、本会）は堺市の各区に所在する公益社団法人大阪介護支援専門員協会の支部（以下、各区支部）をもって構成する。
- 2、各区支部はそれぞれの区において活動を行い、本会は堺市単位での活動を行う。
- 3、本会は堺市内の全域において、介護支援サービス（以下「ケアマネジメント」と言う）の増進に寄与するとともに、資格、職域、所属、地域の枠を越え連携し、職業倫理の高揚に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通してその専門性を高め、資質の向上と介護支援専門員に関する知識・技術の普及を図り、もって堺市民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 4、本会は各区支部を統括し以下の活動を行う。
 - ・各区支部の活動支援
 - ・堺市単位での介護支援専門員の職能団体として必要な活動
 - ・堺市役所をはじめ公的機関、他の関連団体との連携や交流
- 5、各区支部の支部長からブロック長を互選し、本会の代表とする。本会の事務局はブロック長が定める。
- 6、本会の運営は以下の者で構成される支部長会で協議、決定を行う。
 - ・各区支部長
 - ・その他、本会の活動に必要であり、支部長会で選任された者
- 7、支部長会はブロック長が招集する。支部長会をやむを得ない事情で欠席する者は代理を立てることとする。
- 8、支部長会への出務費、各区支部役員出務費等については、支部長が所属する各区支部で検討し負担することができる。（概ね1回の参加につき500円程度）
- 9、ブロック長は退任後も相談役として本会の活動支援を行う。
- 10、本会は必要時に各区支部の事務につき代行できるものとする。

○この規定は堺市7区支部合同総会後、
平成22年4月1日より施行。
平成27年5月30日に一部改定、施行。

介護支援専門員 倫理綱領

前文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

条文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。

以上